

労働市場の動向(平成30年4月内容)

【求人の動き】

- 新規求人数は全数が1426人で、前月比▲3.1%とやや減少した。また、対前年同月比でも▲10.4%とかなりの程度減少した。このうち一般求人数は990人で前年同月比▲7.5%とかなりの程度減少、パート求人数は436人で前年同月比▲16.5%と大幅に減少した。
- 有効求人数は全数が3903人で、前月比▲7.8%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも▲2.2%とわずかに減少した。このうち一般求人数は2656人で前年同月比1.5%とわずかに増加、パート求人数は1247人で前年同月比▲9.2%とかなりの程度減少した。

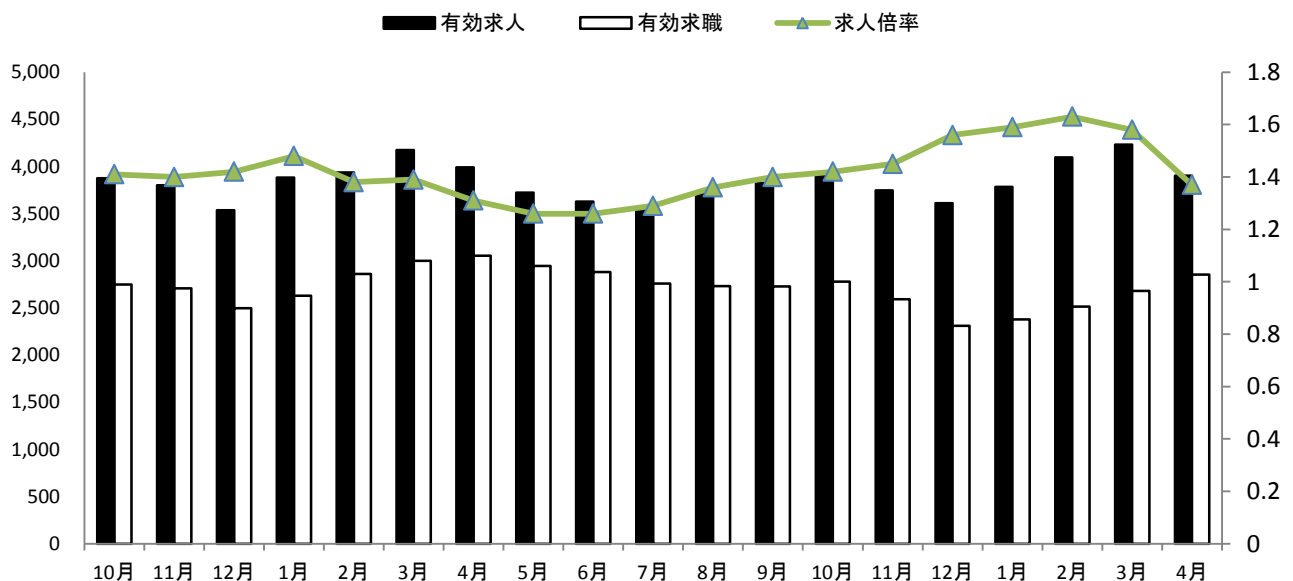
【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が924人で、前月比17.3%と大幅に増加した。また、対前年同月比では▲0.3%とわずかに減少した。このうち一般求職者数は610人で前年同月比1.3%とわずかに増加、パート求職者数は314人で前年同月比▲3.4%とやや減少した。
- 有効求職者数は全数が2853人で、前月比6.4%とかなりの程度増加した。また、対前年同月比では▲6.6%とかなりの程度減少した。このうち一般求職者数は1936人で前年同月比▲4.2%とやや減少、パート求職者数は917人で前年同月比▲11.4%とかなり大きく減少した。

【雇用保険の動き】

- 管内事業所の新規適用数は12件で、廃止数は3件となっている。被保険者の資格取得数は1239人で、資格喪失数は1289人、うち事業主都合は73人だった。
雇用保険の一般受給資格決定件数は248件で、受給者実人員は479人だった。

求人・求職の動き



	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
有効求人	3,877	3,800	3,535	3,882	3,937	4,174	3,991	3,721	3,626	3,547	3,706	3,823	3,935	3,747	3,611	3,783	4,096	4,232	3,903
有効求職	2,749	2,706	2,497	2,631	2,860	3,001	3,055	2,945	2,880	2,759	2,733	2,729	2,778	2,592	2,312	2,377	2,513	2,682	2,853
求人倍率	1.41	1.4	1.42	1.48	1.38	1.39	1.31	1.26	1.26	1.29	1.36	1.4	1.42	1.45	1.56	1.59	1.63	1.58	1.37

雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等（※）にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。

※ マイナンバーが必要な届出等は以下のとおりです。

◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ① 雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3）
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5）
- ⑤ 介護休業給付支給申請書（様式第33号の6）

◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合）

- ⑥ 雇用継続交流採用終了届（様式第9号の2）
- ⑦ 雇用保険被保険者転勤届（様式第10号）
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3の2）
- ⑨ 育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5の2）

◆既にハローワークにマイナンバーを届け出ている場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、当該届出等に係る従業員について、既にその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「**マイナンバー届出済**」と記載いただいた上で、マイナンバーの記載を省略することが可能です（事業所における最初の被保険者関係届出となる雇用保険被保険者資格取得届を除く）。
なお、「マイナンバー届出済」の記載がなされている場合であっても、実際には届出がなされていない場合は返戻いたしますので、マイナンバーの届出をお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）については「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載をお願いします。

◆個人番号登録・変更届により別途の登録を行う場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、事業所のシステムの都合等により、これによるのが難しい場合には、当該届出等とあわせ、又は事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合も各届出等の欄外等に「**マイナンバー届出済**」と記載いただくようお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）についても、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合、届出等に「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 新規に被保険者資格を取得する者については被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このように、個人番号登録・変更届の提出が、各種届出等の後になる事情がある場合には、各種届出等の欄外等に「**マイナンバー別途届出（平成〇年〇月〇日頃）**」と記載してください（電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に記載をお願いします）。

**マイナンバーは雇用保険の各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められたものです。記載がない場合はこれに反することになります。
届出等に当たり、お困りの点やご不明な点がございましたら、ハローワークにご相談ください。**

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取扱いについて

雇用保険手続きの届出に当たって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた義務であることをご理解いただいた上で、従業員に個人番号の提供を求めていただくこととなりますが、仮にマイナンバーの提供を拒否された場合には、その旨を申し出ていただいた上で受理することとしており、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの届出を受理しないということはありません。

なお、電子申請による届出等の場合は各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「本人事由によりマイナンバー届出不可」の記載をお願いします。